

ゼミ学生等地域貢献推進事業助成金交付要綱

第1 趣旨

公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)は、大学(学生を含む)と地域の交流の拡大を促進し、直接的な大学の知の地域への還元及び県内地域の振興に寄与するため、県内の地域課題について、地域と一体となって、解決方策の提言や課題解決のための実践的な研究を行う県内大学のゼミナール(以下「ゼミ」という。)及び地域活動団体に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。なお、この要綱において、「大学」とは、学校教育法に規定する大学(大学院、専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。)及び高等専門学校をいう。

第2 助成の対象研究及び助成額

助成の対象研究及び助成額は募集要領に定めるとおりとする。

第3 交付の申請

助成金の交付を受けようとする者は、募集要領に基づき、交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

第4 審査基準

コンソーシアムは、交付の申請の内容が、次の各号に掲げる基準に適合するか否かを審査するものとする。

- (1) 助成の対象となる研究の目的が適切であり、かつ、その実施が確実であること。
- (2) 助成金の使途が適正であること。
- (3) 助成の対象となる研究の実施に必要な資金のうち、当該助成金によってまかなわれる部分以外の負担額を確実に調達できること。
- (4) その他助成の目的を有効に達成できる見込みがあること。

第5 交付の決定

コンソーシアムは、第3による交付の申請を受けたときは、第4の審査基準に適合するか否かを審査し、適合すると認めるものについては、予算の範囲内において選抜し、助成金の交付を決定する。また、助成対象研究を実施するために必要があると認めるときは、概算払を承認する。

交付を決定したとき及び概算払を承認したときは、当該研究グループに対し、速やかに交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめコンソーシアムの承認を受けなければならないこと。
 - ア 助成事業の助成対象経費(事業費内訳各区分の4万円以上)を変更しようとする場合
 - イ 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにコンソーシアムに報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、コンソーシアムが別に定める期間）内において、コンソーシアムの承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) コンソーシアムの承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部をコンソーシアムに納付させることがあること。
- (5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 助成金の支出に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 助成事業の完了後、事業の成果をコンソーシアムが指定する発表会及び冊子等により公表しなければならないこと。

第7 実績報告

交付の決定を受けた者は、助成対象事業完了の日から30日を経過した日又は助成金の交付決定のあった年度の1月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第3号）をコンソーシアムに提出するものとする。

第8 交付額の確定

コンソーシアムは、第7による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

交付額を確定したときは、当該研究グループに対し、速やかに交付確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

第9 請求の手続

交付額の確定を受けた者は、交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書（様式第5号）をコンソーシアムに提出するものとする。

第10 概算払の請求手続

概算払の承認を受けた者は、概算払請求書（様式第5号）をコンソーシアムに提出するものとする。

第11 交付決定の取消及び助成金の返還

コンソーシアムは、交付の決定を受けた者が正当な理由がなく次の各号の一に該当するときは、交付の決定を取り消すことがある。この場合において、すでに交付した助成金があるときは、期日を指定して返還を請求するものとする。

- (1) 助成事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき。

- (2) 助成事業を中止し、完了する見込みがないとき。
- (3) 第6の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 第7に規定する報告がなされないとき。
- (5) 助成金を助成目的以外に使用したとき。

第12 報告の徴収及び調査

コンソーシアムは、助成事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、交付の決定を受けた者及び助成金の交付を受けた者に対し、隨時助成事業及び会計の状況について報告を求め、又は調査することができるものとする。

第13 補 則

この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関して必要な事項は、コンソーシアムが別に定める。